

2026年8月

お客さま各位

大阪信用金庫

「当座勘定規定」等の改定のお知らせ

平素は大阪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化への対応を進めております。

かねてよりホームページ等でご案内のとおり、2026年9月30日(水)をもちまして他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了し、2026年11月30日(月)を手形・小切手の最終振出期限といたします。

これに伴い、下記のとおり関連する規定を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 改定日

2026年10月1日

2. 改定対象

普通預金規定	無利息型普通預金規定	貯蓄預金規定
納税準備預金規定	通知預金規定	定期預金共通規定
定期積金(スーパー積金)規定	一般当座勘定規定	小切手用法
当座勘定規定(専用約束手形口用)	約束手形用法	為替手形用法
大阪信用金庫アプリ利用規約	外貨普通預金規定	外貨定期預金規定

3. 主な改定内容

各種預金規定の改定内容は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以上

下表（新旧対照表）の横線のとおり改正します。

普通預金規定	
改定後	改定前
第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）（略）	第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）（略）
無利息型普通預金規定	
改定後	改定前
第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）（略）	第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）（略）
貯蓄預金規定	
改定後	改定前
第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）（略）	第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）（略）

納税準備預金規定	
改定後	改定前
第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） （略）	第3条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） （略）
通知預金規定	
改定後	改定前
第4条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） （略）	第4条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） （略）
定期預金共通規定	
改定後	改定前
第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） （略）	第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） （略）

定期積金（スーパー積金）規定	
改定後	改正前
第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）（略）	第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）（略）
一般当座勘定規定	
改定後	改正前
第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4） 略 第8条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）（略） （3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。	第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （2）～（4） 略 第8条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）（略） （3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 ①届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印

①届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 ②小切手を使用する方法。 <u>③キャッシュカードを使用する方法。</u> 第9条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年11月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年11月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> （3）～（7） 略 第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2） （略） 第21条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届	して提出する方法。 ②小切手を使用する方法。 第9条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（7） 略 第20条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2） （略） 第21条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または
--	---

出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (略)	届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (略)
当座勘定規定<専用約束手形口用>	
改定後	改正前
第2条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) (略) 第8条(手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(3) (略) 第9条(手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年11月30日までに振り出してください。</u>	第2条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 (2)～(4) (略) 第8条(手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2)～(3) (略) 第9条(手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。

(2)～(4) (略) 第16条(振出日、受取人記載もれの手形) (1)手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (略)	(2)～(4) (略) 第16条(振出日、受取人記載もれの手形) (1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) (略)
小切手用法	
改定後	改正前
2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 8. <u>(削除)</u>	2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 8. 小切手用紙は、当金庫所定に受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。
約束手形用法	
改定後	改正前
3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 8. <u>(削除)</u>	3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。

為替手形用法	
改定後	改正前
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。

外貨普通預金規定	
改定後	改定前
第5条（預金口座への受入れ） （1）（略） （2）この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ① <u>現預金（外貨現金を除く）</u> ② <u>（削除）</u> <u>②</u>為替による振込金 （3）<u>（削除）</u> <u>（3）</u> 預金口座の状態等で、振込金を受入れしない場合があります。 この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。 第6条（預金の払戻し） （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の外貨普通預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。 （2）<u>この預金を</u>この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」とい	第5条（預金口座への受入れ） （1）（略） （2）この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ① 現金 ② 当店を支払い場所とする手形、小切手、配当金領収証（以下「証券類」という。）のうち当店で決済を確認したもの ③ 為替による振込金 （3）当店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に、この預金口座に受入れます。代金取立については別に定める当金庫所定の代金取立規定により取扱います。 （4） 預金口座の状態等で、振込金を受入れしない場合があります。 この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。 第6条（預金の払戻し） （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の外貨普通預金払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。 （2）この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）

います。) <u>に換算した上</u>で払戻すときは、当金庫計算実行時の外国為替相場により換算した、当該外貨金額相当額の異種通貨が1通貨単位以上となるように払戻請求してください。 (3) ～ (4) (略) (5) <u>この預金から払戻しを受けることができるものは次のとおりとします。</u> <u>① 現預金 (外貨現金を除く)</u> <u>② 為替による振込金</u> <u>(6) 外貨現金 (異種通貨に換算した場合を含む) による解約請求があった場合でも、当金庫所定の為替相場により換算した、当該外貨現金相当の本邦通貨により支払います。</u> 第7条 (略) 第8条 (相場・手数料) (1) <u>この預金の預入れ、または払戻しは、異種通貨にて受入れ、支払う場合は、当金庫所定の為替相場により換算して受入れ、または支払います。</u> <u>なお、外貨現金により預入れ、または払戻しをすることはできません。</u> (2) <u>この預金と同種通貨での預入れ、または払戻しには、当金庫所定の手数料をいただきます。</u> 第9条 (届出事項の変更)	で払戻すときは、当金庫計算実行時の外国為替相場により換算した、当該外貨金額相当額の異種通貨が1通貨単位以上となるように払戻請求してください。 (3) ～ (4) (略) (5) この預金の外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した、当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。 (6) (追加) 第7条 (略) 第8条 (外国為替相場・手数料) (1) この預金口座への預入れ、またはこの預金口座から払戻しの際に適用される外国為替相場は、当金庫計算実行時の相場とします。 (2) この預金と同一通貨の外貨現金で預入れ、または払戻す場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。 第9条 (届出事項の変更)
--	---

(1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) ～ (3) (略)

第10条 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条～第12条 (略)

第13条 (取引の制限等)

(1) ～ (2) (略)

(3) 本条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) ～ (3) (略)

第10条 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影~~(または署名)~~を届出の印影~~(または署名鑑)~~と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条～第12条 (略)

第13条 (取引の制限等)

(1) ～ (2) (略)

(3) 本条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融もしくは</u>経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。 第14条（解約等） (1) (略) (2) ①～② (略) ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>拡散金融もしくは</u>経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>または</u>経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。 第14条（解約等） (1) (略) (2) ①～② (略) ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
外貨定期預金規定	
改定後	改定前
<u>第2条（預金口座への受入れ）</u> <u>(1) この預金の預入額は、当該外貨10,000通貨単位以上の金額とします。</u> <u>(2) この預金に受入れできるものは次のとおりとします。</u> <u>① 現預金（外貨現金を除く）</u> <u>第3条（預金の支払時期）</u> この預金は、預金証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。	第2条（追加） 第2条（預金の支払時期） この預金は、預金証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第4条（利 息）

（１）～（２）略

第5条（相場・手数料）

- （１）この預金の預入れ、または払戻しは、この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）にて受入れ、支払う場合は、当金庫所定の為替相場により換算して受入れ、または支払います。
なお、外貨現金により預入れ、または払戻すことはできません。
- （２）この預金と同種通貨での預入れ、または払戻しには、当金庫所定の手数料をいただきます。

第5条（削除）

第6条（預金の解約）

- （１）この預金を解約するときは、預金証書裏面に届出の印章により記名押印して提出してください。
- （２）この預金を異種通貨に換算した上で解約するときは、当金庫計算実行時の外国為替相場により換算した、当該外貨金額相当額の異種通貨が1通貨単位以上となるように解約請求してください。
ただし、外貨現金（異種通貨に換算した場合を含む）による解約請求が

~~第3条~~（利 息）

（１）～（２）略

~~第4条~~（相場・手数料）

- （１）~~この預金の払戻しに際し、この預金の通貨種類と異なる通貨（以下「異種通貨」といいます。）にて支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。~~
- （２）~~預金証書記載の幣種により支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。~~

~~第5条~~（証券類の受入れ）

~~小切手その他の証券類は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に受入れます。~~
~~代金取立については当金庫所定の代金取立規定により取扱います。~~

第6条（預金の解約）

- （１）この預金を解約するときは、預金証書裏面に届出の印章~~（または署名）~~により記名押印~~（または署名）~~して提出してください。
- （２）~~異種通貨で解約するときは、当金庫計算実行時の外国為替相場により換算した、当該外貨金額相当額の異種通貨が1通貨単位以上となるように解約請求してください。この預金の外貨現金による解約請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により~~

<u>あった場合でも、当金庫所定の為替相場により換算した、当該外貨現金相当の本邦通貨により支払います。</u> (3) <u>この預金から払戻しを受けることができるものは次のとおりとします。</u> ① <u>現預金（外貨現金を除く）</u> <u>(4) 満期日前の解約、解約、取引停止等については、定期預金共通規定第5条第1項、第4項乃至第7項の規定が適用されます。</u>	換算した、当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。 (3) 満期日前の解約、解約、取引停止等については、定期預金共通規定第5条第1項、第4項乃至第7項の規定が適用されます。この場合において、文中に「通帳」とあるのは「預金証書」と読替えるものとします。 (4) (追加)
「大阪信用金庫アプリ利用規約」に関する特約	
改定後	改定前
第7条（預金の受入れ） 営業店窓口で通帳レス口座に<u>現金等</u>を受け入れるときは、当金庫所定の書類のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『大阪信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。 ご提出等がない場合、他人口座への振込とみなし、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります	第7条（預金の受入れ） 営業店窓口で通帳レス口座に<u>現金、手形、小切手等</u>を受け入れるときは、当金庫所定の書類のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『大阪信用金庫アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。 ご提出等がない場合、他人口座への振込とみなし、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります